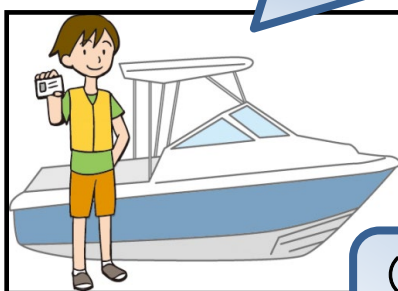


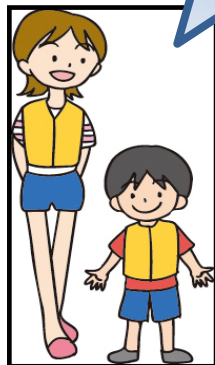
■ 水上オートバイやモーターボートの小型船舶を利用する皆さんへ

(1) 免許者の自己操縦



(3) 危険行為（暴走・引き波・見せびらかし）は行わない。

(2) ライフジャケットの着用

(4) 酒気帯び操縦の禁止
(R元. 7.1 茨城県改正条例の施行)(5) 水面へ昇降するスロープ付近では徐行。
(水上オートバイは時速8 km以下)(6) 非動力船及び釣り人の付近では最徐行。
(水上オートバイはアイドリングスピード
＝ 時速5 km以下)(7) 作業船や作業の付属設備には近づかない。
やむを得ない場合は、徐行して通航。(8) 離岸・接岸する非動力船には近づかない。
また、非動力船の前面を横切ったり、
左右に近づかない。(9) 水上オートバイは夜間（日の入りから日の
出まで）や早朝の通航は行わない。(10) エンジンやマフラーなどを改造した水上オ
ートバイやモーターボートは使用しない。(11) 水上オートバイやモーターボートは人家近くでエンジンの空ぶかしをしない。
全ての箇所では不必要な空ぶかしにより騒音を出さない。

■ 水面利用する全ての皆さんへ

(12) 堰のゲート付近は利用しない。（水面通航を含む） 福岡堰の導水路内も通航しない。

(13) 橋脚周り、樋管付近は利用しない。（水面通航を含む）

(14) 河川区域内の水面及び河川敷の排他独占的な利用は行わない。

(15) 水面、スロープ、河川敷は譲り合って利用し、立入禁止柵などで独占的な利用をしない。

(16) スロープを造成したり、土地の形状変更を行わない。

(17) 車両の走行は徐行とし、堤防斜面を登り降りしない。

(18) 通路をふさぐ駐車・水ぎわ駐車などの迷惑駐車はしない。

(19) 大声で騒ぐなど、周辺住民の迷惑になる騒音を出さない。

(20) 水上での給油、油缶の放置は絶対にしない。

(21) ゴミや、不要な釣り糸、釣り針、餌などは持ち帰る。

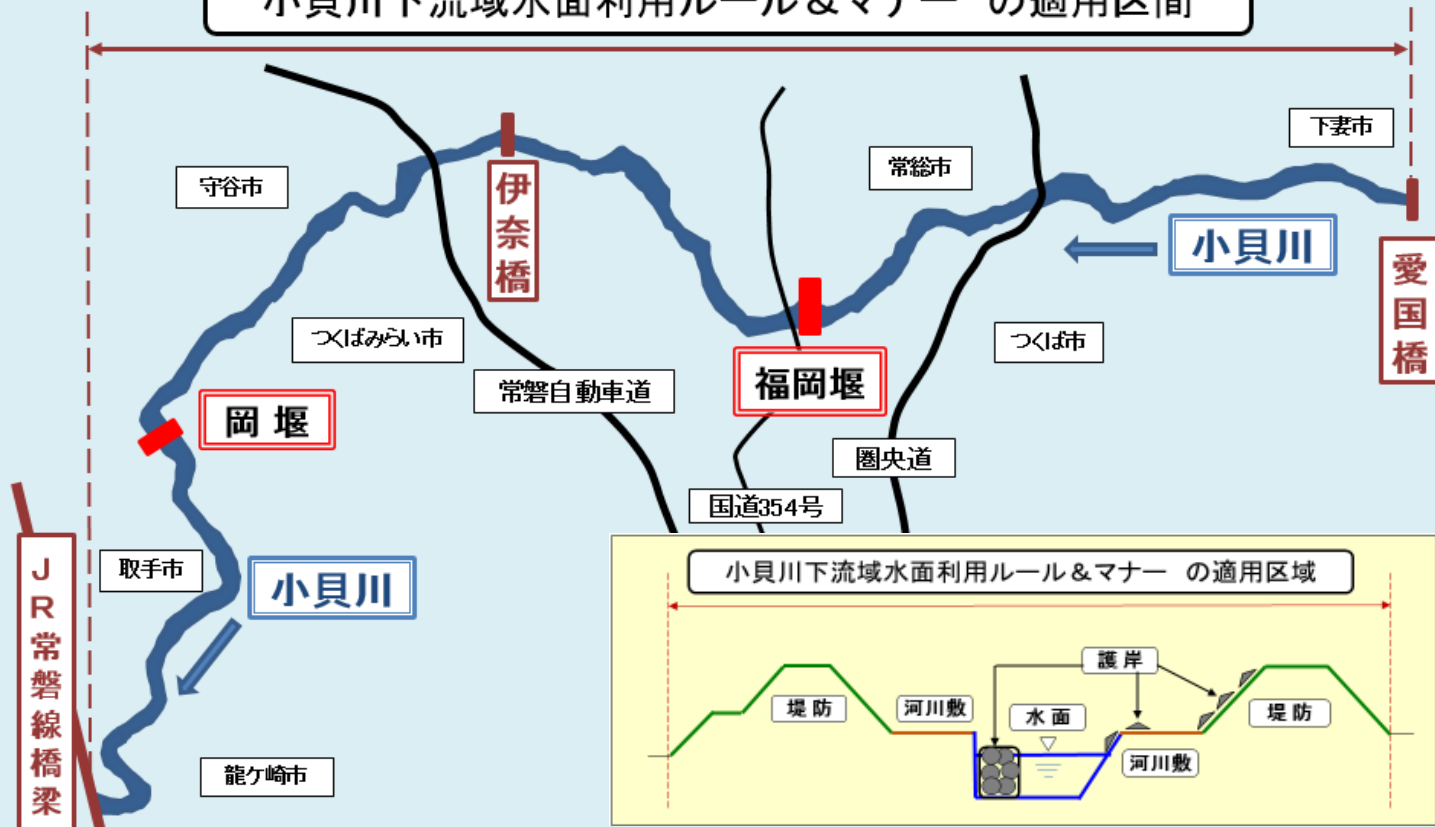
(22) 直火禁止。また、バーベキュー道具・食器類を川の水で洗わない。

(23) 船舶は、係留したままにせず日々持ち帰る。

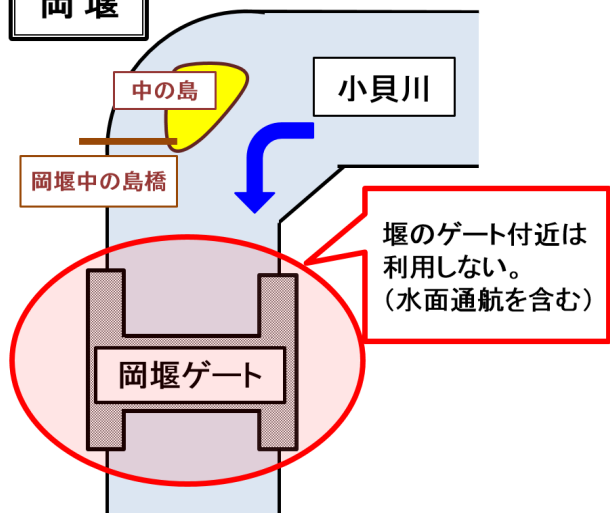
小貝川下流域 水面利用ルール&マナー

要約版

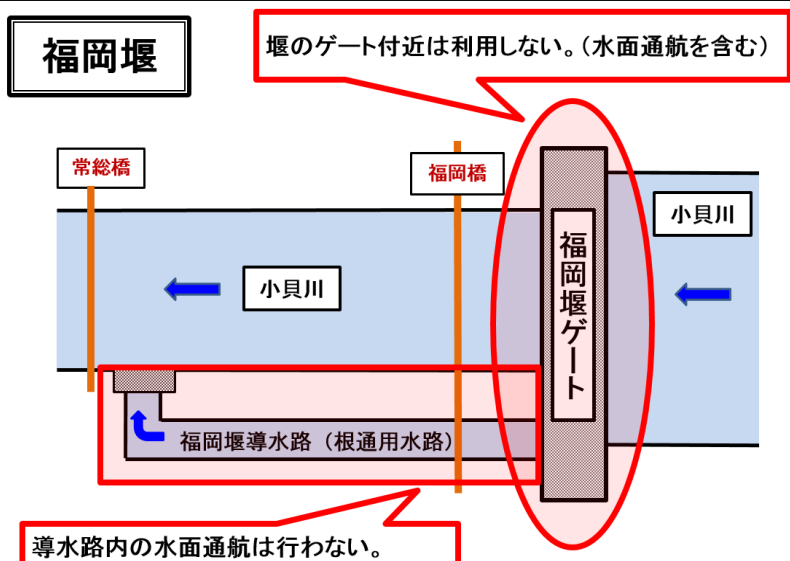
小貝川下流域水面利用ルール&マナー の適用区間



岡堰



福岡堰



○事故に関すること

救急救命 119番

警察 110番

○ブイの設置やイベントの開催など 河川の利用に関すること

(JR常磐線橋梁～伊奈橋)
国土交通省 藤代出張所
0297-83-5126

(伊奈橋 ～ 愛国橋)
国土交通省 水海道出張所
0297-22-0245

○油の流出に関すること

鬼怒川・小貝川通報連絡センター
下館河川事務所 管理課
0296-25-2169



小貝川下流域 水面利用等協議会

事務局
0296-25-2151